

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.3
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 小川浩賢
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区五番町片岡ビル 小島国際法
 律事務所
 【報告義務発生日】(4) 平成 16 年 2 月 5 日
 【提出日】 平成 16 年 2 月 13 日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】(5) その他

第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社ソフトフロント
会社コード	2321
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ヘラクレス
本店所在地	北海道札幌市中央区北 9 条西 15 丁目 28 番地 196

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	GE Capital Equity Holdings, B.V. (ジーイー・キャピタル・エクイティ・ホールディングス・ビーヴィ)
住所又は本店所在地	C/O ABN-AMRO Trust Company (Netherlands) B.V., Atrium 7 th Floor, Strawinskylaan 3105, 107 AX Amsterdam, Netherlands (オランダ国 アムステルダム エーエックス 107 ストラヴィンスキー ラーン アトリウム 7 階、エービーエヌ・アムロ・トラスト・カンパニー (オランダ) ビー・ヴィ内)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1997年6月13日
代表者氏名	Stephen Ezekiel (ステフェン・エゼキエル)
代表者役職	エグゼクティブ・ディレクター
事業内容	投資持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小島国際法律事務所 小川浩賢
電話番号	03-3222-1401

(2) 【保有目的】(9)

キャピタルゲインを目的とした純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	1366株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 1366株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1366株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+)	R		

K+L)	
------	--

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年9月30日現在)	S 16004株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	8.54%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.75%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年1月 27日	株券	119株	処分	
2004年1月 28日	株券	100株	処分	
2004年1月 29日	株券	44株	処分	
2004年1月 30日	株券	37株	処分	
2004年2月 3日	株券	76株	処分	
2004年2月 4日	株券	50株	処分	
2004年2月 5日	株券	68株	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	636,887千円
借入金額計(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円) (T+U+V)	636,887千円

C:\Documents and Settings\Chu.GECHK\Local Settings\Temporary Internet Files\OLK2\040129pv
POA.doc

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, we, GE Capital Equity Holdings, B.V., a Dutch corporation having its principal place of business at c/o ABN-AMRO Trust Company (Nederland) B.V., Atrium 7th Floor, Strawinskylaan 3105, 107 AX Amsterdam, the Netherlands, duly established and existing under the laws of the Netherlands, hereby authorize and appoint

Messrs. Hideki Kojima, Naoki Idei, and Hiromasa Ogawa
Attorneys at Law of Kojima Law Offices,
Gobancho Kataoka Bldg., 2-7, Gobancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0076 Japan
Phone No.: 03-3222-1401
Fax No.: 03-3222-1421

or any one of them acting jointly or severally on behalf of us as our true and lawful attorneys to conduct:

1. The preparation and filing with the Japanese governmental authorities of a notification as required under Chapter 2-3 of the Japanese Securities and Exchange Law with regard to the disclosure concerning the change in the ownership of a large amount of corporate shares in Soffront Inc., a Japanese corporation; and
2. Any matters related or incidental to the above.

IN WITNESS WHEREOF, (name) _____, (title) _____ of GE Capital Equity Holdings, B.V., executed this Power of Attorney.

Date: 2/2/, 2004

(Signature)


STEPHEN EZEKIEL

(訳 文)

委 任 状

オランダ国 アムステルダム エー・エックス107 ストラヴィンスキーラーン
3105 アトリウム7階 エービーエヌーアムロ・トラスト・カンパニー（オランダ）
・ビー・ヴィ内に主たる営業所を有し、オランダ法に基づき設立され存在するオランダ法人、
ジーイー・キャピタル・エクイティ・ホールディングス・ビー・ヴィは、共同または単独で行なうことのできる当社の適法な代理人として以下の事項を委任する

(住所) 〒102-0076 東京都千代田区五番町2番7五番町片岡ビル
電話：03-3222-1401、ファクシミリ：03-3222-1421

(氏名) 弁護士小島秀樹氏、同出井直樹氏および同小川浩賢氏

1. 当社が保有する株式会社ソフトフロントの会社株式に関し、株式の大量保有の変更に関する開示につき、日本国証券取引法第2章の3に基づいて要求される報告書を作成し、日本国政府当局に提出する件
2. 上記各号に付帯関連する一切の件

以上を証するため、ジーイー・キャピタル・エクイティ・ホールディングス・ビー・ヴィのエグゼクティブ・ディレクターであるステフェン・エゼキエルは本委任状に署名する。

日付： 2004年2月2日

(署名)

ステフェン・エゼキエル